

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく  
特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価（案）に対する  
意見公募要領

令和7年10月24日  
経済産業省  
商務情報政策局  
情報経済課デジタル取引環境整備室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、経済産業大臣は特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うこととしており、このたび当該評価（案）をとりまとめました。

本評価の対象である特定デジタルプラットフォームは以下のとおりとなります。

事業の区分	対象となる事業の内容又は特定デジタルプラットフォーム	特定デジタルプラットフォーム提供者
総合物販オンラインモール	Amazon. co. jp	アマゾンジャパン合同会社
	楽天市場	楽天グループ株式会社
	Yahoo!ショッピング	LINE ヤフー株式会社
アプリストア	App Store	Apple Inc. 及び iTunes 株式会社
	Google Play ストア	Google LLC
デジタル広告（メディア一体型広告）	Google 検索、Youtube	Google LLC
	Facebook, Instagram	Meta Platforms, Inc.
	Yahoo! JAPAN	LINE ヤフー株式会社
デジタル広告（広告仲介型）	媒体主の広告枠に広告を表示	Google LLC

本評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から提出された令和6年度定期報告書等の内容、デジタルプラットフォーム取引相談窓口に寄せられた情報、その他アンケート調査等の情報を確認しました。また、「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」（座長：岡田羊祐成城大学社会イノベーション学部教授、以下「モニタリング会合」という。）を通じて、学識経験者や関係者の意見を聴取しました。

本評価では、上記観点に照らしつつ、モニタリング会合における有識者意見も踏まえて、特定デジタルプラットフォーム提供者に求める取組み、期待する取組みの方向性を示すとともに、評価する取組を掲げています。

については、本評価（案）につき広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

- ・ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（総合物販オンラインモール分野）（案）
- ・ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（アプリストア分野）（案）
- ・ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（デジタル広告分野）（案）

## 3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年10月24日（金）～令和7年11月24日（月）必着

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

### （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

### （2）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bzl-s-shojo-digital\_market@meti.go.jp

（電子メールの件名を「【パブコメ意見】透明化法大臣評価（案）」として下さい。）

### （3）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室

パブリックコメント担当 あて

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公

表する場合があります。法人又は団体であって、その名称及び代表者の氏名について匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。なお、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスについては、公表はいたしません。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

**「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業省大臣による評価（案）」に対する意見**

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX 番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	